



規程の一部変更について

標記の件につき、東洋水産健康保険組合第126回組合会にて、可決しましたので、以下の通り公示します。

変更趣旨

事業所の「健康管理責任者」「健康管理担当者」は旅費支給基準対象者ではなかったが、支給対象とすることで健康管理事業推進委員会において対面参加を積極的に促すことができるようになると考え改定する。

施行日：令和7年4月1日

新 旧 対 照 表

組合会議員、職員等に対する旅費規程	
新	旧
(目的) 第1条 この規定は、理事、組合会議員、および職員および健康管理責任者・健康管理担当者の出張旅費に関する事項を定めることを目的とする。 (旅費の支給) 第2条 旅費の支給額は、東洋水産株式会社の出張旅費規定を準用し、旅費を支給するものとする。ただし、組合外から旅費等を受ける場合は、これを支給しない。 表1により旅費を支給するものとする。ただし、組合外から旅費等を受ける場合は、これを支給しないものとする。 2 出張旅費等の金額は別表1のとおりである。	(目的) 第1条 この規定は、理事、議員および職員の出張旅費に関する事項を定めることを目的とする。 (旅費の支給) 第2条 旅費の支給額は、東洋水産株式会社の出張旅費規定を準用し、旅費を支給するものとする。ただし、組合外から旅費等を受ける場合は、これを支給しない。 表1により旅費を支給するものとする。ただし、組合外から旅費等を受ける場合は、これを支給しないものとする。 2 出張旅費等の金額は別表1のとおりである。

(参考) 別表1

		社長	専務 常務	役 員	専門職1～2級 管理職1～2級	専門職3～4級 管理職3～4級	その他の 従業員
交通機関	航空機	実 費			実 費		
	新幹線	グ リ ー ン			普 通		
	その他の鉄道	グ リ ー ン			普 通		
	寝台車	A 寝 台			B 寝 台		
	その他	実 費			実 費		
日 当	500km以上	6,000	5,000	4,000	2,800	2,500	2,300
	500km未満	5,500	4,500	3,500	2,500	2,200	2,000
宿泊料	一般施設	14,000	13,000	11,500	10,000	9,000	8,000
	会社施設						
	または車船内	4,500	3,500	3,000	2,000	1,500	1,500
食 事 代	朝	1,000					
	昼	1,000					
	夜	1,200					